

## 巻頭言

## 人間の尊厳の冒瀆と社会保障の危機 —自民党の改憲草案 24 条をめぐる—

鈴木 勉 (佛教大学社会福祉学部)

人間を「生産性」の観点からのみとらえ、LGBT は人の生産に貢献しないと切り捨てる。この暴言を吐いた杉田水脈国會議員には批判が続出したが、首相は 51 歳の議員を「若いから」とかばい、当の本人は取り消しには応じず、逃げ切るつもりのようなのである。杉田議員の発言から連想したのは、2016 年 7 月、神奈川県「津久井やまゆり園」で起きた障害者の大量殺傷事件である。凶行のターゲットにされたのは、言葉のやりとりが困難な重い障害のある人であった。

こうした時代風潮は、社会保障政策に影響を落とす。「健康で文化的な最低限度（ミニマム・スタンダード）の生活」を保障する生活保護制度の生活扶助（食費）は、今年 10 月から 3 年かけて最大 5 % の引き下げが始まった。保護受給者の 1 日 2 食で風呂も週 1 回、冠婚葬祭は不義理を重ねている、などの声に政府は耳を傾けることはない。また、社会保障「拡充」が消費税引き上げの口実とされているが、8 % の引き上げ時には、法人税や富裕層の減税でその大半が失われ、今また「全世代型社会保障」なるフレーズが使われるが、実態は、高齢化に伴う社会保障費の自然増を大幅カットし、年金の切り下げ、医療・介護・福祉は自己負担増が目白押しである。

社会保障費の大幅削減の一方、軍事費は伸張し、「大砲かバターか」が問われた東西冷戦の開始期を彷彿とさせる現在である。1950 年代の自民党の改憲案では、9 条改定によって軍隊を持つことが目指さ

れ、そのためには戦前のイエ制度の復活を不可欠としていた。つまり、あの戦争に人々を動員できたのは、「天皇のため」を「イエの名誉のため」とオーバーラップさせたことを改憲論者は覚えていたからだ。支配層にとってイエは便利な道具である。女性には「イエのための結婚」を強い、さらにイエに生活維持や育児など扶養責任を押しつけるのである。

自民党の現在の改憲草案 24 条では、社会の基礎単位を個人ではなく家族と位置づけ、家族相互の助け合いを義務づけている。この改憲案が実現したら、25 条で何をどのように規定しようと生活維持は家族の責任とされるのだから、国家責任で国民の生存権保障を行う義務を回避できると判断しているのであろう。現に改憲草案 25 条は若干の字句修正にとどまっている。生活困難の克服にあたっては、本人・家族の自助努力がすべてに優先し、せいぜい住民間の互助で補完せよというのが安倍政権の福祉政策の基調であるが、これは 24 条の明文改憲に先行して、家族責任を強制する社会風土をつくりあげようというのであろう。

翻って現憲法を読むと、24 条はイエ制度の廃止により生活維持を家族責任としないという認識に転じたのだから、生存権は国家責任として保障する義務が生じ、そのため 25 条を起こしたといえる。つまり、憲法 24 条は 9 条と同様、25 条と一体的に把握すべきということになる。そして、その基礎には個人の尊厳の尊重（13 条）がある。